

**【事例 8】 5年間通い放題の脱毛エステ、1年後に解約を申し出たら全額請求された！**

<相談内容>

1年前、ネット検索した脱毛エステ店に無料体験に行った。「2週間ごとに予約がとれて、5年間通い放題」と言われ、全身脱毛（顔、腕、足、背中、V、I、O）を55万円で毎月1万5,000円の分割払いで契約した。

しかし、実際には2カ月に1回しか予約がとれず、この1年で3回しか行けなかった。今後、転居するかもしれないこともあり、解約したいと申し出たら、「10か月経過後の解約は、契約金額55万円全額を支払ってもらうことになる」と言われた。たった3回しか行けなかったのに、なぜ、55万円も支払うのか。

(20歳代 女性)

<助言>

脱毛エステや脱毛美容医療などは、長期にわたる契約なので、クーリング・オフ期間（契約書面を受け取ってから8日間）を経過しても、契約期間内であれば自己都合であっても中途解約できます。

中途解約の場合、特定商取引法の「清算ルール」により、施術済みの代金と一定の解約料を支払い、未施術分の支払いは免除されます。（※1）

しかし、契約期間を過ぎてしまうと、契約は終了したことになり、たとえ未施術分が残っていても、事例のように全額を請求されます。

最近、「〇〇年間、通い放題」、「50回まで施術可能」などと勧誘しながら、契約書を見ると実際の契約は最初の数か月間または最初の数回で、あとは無料サービスなどと言い、あえて中途解約の可能な「契約期間」を短くしたり、「1回当たりの施術単価」を高額に設定しているものがあります。

この事例の契約書を見ると契約金額55万円、契約期間10カ月、その間の施術回数5回、つまり1回あたりの単価は11万円ということになります。5年間の通い放題の記載は無く、口頭のみでの説明でした。

エステ店が、勧誘時「5年間通い放題」と説明したことで、実際の契約期間は10ヶ月なのに5年と誤解させたこと、施術単価（全5回で55万円なので、1回あたり11万円もの高額）を正確に理解させなかったこと、予約が実際には混みあってなかなかとれなかったこと等について、センターよりエステ店に交渉しましたが、エステ店は「契約期間は契約書に明示している通り」、「5年間通えるのはサービス」と反論し、予約がとれなかったことも「とれたはず」と認めず、「契約期間の10ヶ月を過ぎた後は中途解約ではないので清算ルールに

従う義務は無い。全額請求する」と応じませんでした。

契約する場合は、必ず、契約書に書かれた「契約期間（入会期間、有効期限、役務提供期間ということばの場合もあります）」を確認しましょう。

また、契約の際「施術1回当たりの単価」を必ず確認しましょう。契約期間内に中途解約で清算できる場合であっても、施術1回当たりの単価が計算の基礎となります。（※1）

脱毛のように長期にわたる契約は、将来、ライフスタイルが変化したり、事業者が閉店することもあるため慎重に行う必要があります。無料体験で即日高額な契約をするのはやめましょう。

契約時の勧誘や説明に問題がある場合は事業者との話し合いや交渉が可能です。消費生活センターにご相談ください。

※1 清算ルールによる支払額：既に施術を受けた対価＋（2万円または契約残額の10%のいずれか低い額を上限とする解約料。この事例では、1回あたり単価11万円×施術済み3回＋2万円（上限）≒35万円